

○西条市野球場設置及び管理条例

平成16年11月1日

条例第101号

改正 平成17年9月30日条例第42号

平成18年3月28日条例第14号

令和元年12月26日条例第23号

令和3年3月29日条例第7号

(設置)

第1条 野球の普及振興を図り、もって市民の体位の向上と明朗健全な精神を育成することを目的として、次のとおり野球場を設置する。

名称	位置
西条市ひうち球場	西条市ひうち1番地2
西条市東予運動公園野球場	西条市河原津新田甲157番地

(休場日)

第2条 野球場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休場日を変更し、又は別に休場日を定めることができる。

(平17条例42・追加)

(開場時間)

第3条 野球場の開場時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する開場時間を変更することができる。

(平17条例42・追加)

(使用)

第4条 野球場の使用は、野球を目的とするものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その他の目的に使用することができる。

- (1) 公益上必要があると認められるとき。
- (2) 特別にこの施設を必要とされる行事に使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用を適当と認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、特に必要と認めるときは、市長が区域及び場所を指定して臨時に物品の販売等を許可することができる。

(平 1 7 条例 4 2 ・旧第 2 条繰下 ・一部改正)

(使用の許可)

第 5 条 前条の規定により野球場を使用しようとする者は、あらかじめ書面をもって市長の許可を受けなければならない。

2 野球場の使用の許可を受けようとする者が野球場に特別の設備をし、又は備え付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、前項の許可と併せて許可を受けなければならない。

3 市長は、前 2 項の許可に際して管理上必要な条件を付けることができる。

(平 1 7 条例 4 2 ・旧第 3 条繰下)

(使用料)

第 6 条 野球場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第 1 から別表第 3 までに定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は特にその必要があると認める者については、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平 1 7 条例 4 2 ・旧第 4 条繰下 ・一部改正)

(使用料の還付)

第 7 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。

(2) 使用者が使用開始の日前 3 日までに使用の取りやめの申出をした場合で市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(平 1 7 条例 4 2 ・旧第 5 条繰下 ・一部改正)

(使用権の譲渡禁止等)

第 8 条 使用者は、許可された使用の目的以外に野球場を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平 1 7 条例 4 2 ・旧第 6 条繰下)

(使用の許可の取消し等)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、野球場の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が職員の指示に従わなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により処分した場合において、使用者が損害を受けることがあっても、これに対して賠償の責任を負わない。

(平17条例42・旧第7条繰下)

(指定管理者による管理)

第10条 野球場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、野球場の休場日を変更し、若しくは別に定め、又は開場時間を変更することができる。

3 第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条中「前条」とあるのは「前条第1項本文」と、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条及び第13条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が野球場の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が野球場の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

(平17条例42・追加)

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 野球場の設置目的を達成するため必要な業務

(2) 野球場の使用の許可に関する業務

(3) 野球場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平17条例42・追加)

(利用料金制)

第12条 第10条第1項の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、野球場の使用に係る使用料（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合は、利用料金は、別表第1から別表第3まで定める額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

(平17条例42・追加)

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、野球場の使用を終わったとき、又は第9条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止され、若しくは使用を制限されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(平17条例42・旧第8条繰下・一部改正)

(損害賠償の義務)

第14条 野球場、附属施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例42・旧第9条繰下)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例42・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の西條市野球場設置及び管理条例(平成3年西條市条例第33号)又は東予市公園条例(昭和47年東予市条例第23号)(以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第42号)

改正 平成18年3月28日条例第14号

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第11条の規定により管理の委託をしている野球場の管理の委託については、平成18年9月1日(その日前に、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該野球場の管理に係る指定をした場合は、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(平18条例14・追加)

(準備行為)

3 この条例の施行前にした指定管理者の指定に関する必要な行為は、この条例による改正後の西條市野球場設置及び管理条例の規定により行ったものとみなす。

(平18条例14・旧第2項繰下)

附 則(平成18年3月28日条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月26日条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の西條市立西條郷土博物館等設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西條市生涯学習の館設置及び管理条例の規定、第4条

の規定による改正後の西条市佐伯記念館・郷土資料館設置及び管理条例の規定、第5条の規定による改正後の五百亀記念館設置及び管理条例の規定、第6条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第7条の規定による改正後の西条市武道場設置及び管理条例の規定、第8条の規定による改正後の西条市野球場設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の西条市陸上競技場設置及び管理条例の規定、第10条の規定による改正後の西条市プール設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例の規定、第12条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第13条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定、第14条の規定による改正後の西条市屋内運動場設置及び管理条例の規定、第15条の規定による改正後の西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の規定、第16条の規定による改正後の西条市スポーツライミング施設設置及び管理条例の規定、第17条の規定による改正後の西条市福祉センター設置及び管理条例の規定、第20条の規定による改正後の西条市文化会館設置及び管理条例の規定、第21条の規定による改正後の西条市本谷温泉館設置及び管理条例の規定、第22条の規定による改正後の西条市食の創造館設置及び管理条例の規定及び第23条の規定による改正後の西条市椿交流館設置及び管理条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和2年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の前日に徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条、第12条関係）

（平17条例42・全改、令元条例23・令3条例7・一部改正）

野球場使用料

使用区分		使用料	
入場料を徴収する場合	職業	1時間につき	9,000円
	一般・学生	1時間につき	1,870円
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	900円
入場料を徴収しない場合	職業	1時間につき	1,570円
	一般・学生	1時間につき	600円

	小学生・中学生・高校生	1時間につき	220円
練習に使用する場合	職業	1時間につき	1,120円
	一般・学生	1時間につき	300円
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	150円
ピッチング場のみ使用の場合		1面4時間につき	100円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から金曜日までの使用料については、上記の表の料金に100分の80を乗じて得た額とする。
- 4 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 職業とは、野球を業として行うものをいう。
- 6 野球以外に使用する場合の料金は、本表に準じて徴収する。

別表第2（第6条、第12条関係）

（平17条例42・全改、令元条例23・一部改正）

設備使用料

使用区分	使用料	
照明施設	1時間につき	3,000円
拡声装置	1時間につき	300円
スコアボード	1試合につき	600円
シャワー	1回につき	100円

備考 1時間に満たないときは、1時間とみなす。

別表第3（第6条、第12条関係）

（平17条例42・令元条例23・一部改正）

物品販売店設置の場合

使用区分	単位	使用料
物品販売店	1日につき	900円

備考 移動物品販売については、別に市長が定める。